

## 令和3年度 第2回明海小学校浦安型コミュニティ・スクール設置準備委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和4年1月17日(月) 17:00~18:00
- 2 場 所 明海小学校学習支援室
- 3 出席者 (委員) 高柳委員長(教育総務部次長)  
落合委員(明海小学校長)、阿部委員(明海小学校教頭)、山下委員(明海小学校PTA会長)、横山委員(明海小学校学校評議員)、赤羽委員(明海小学校学校支援コーディネーター)  
(事務局) 教育政策課長、教育政策課係長、教育政策課係員
- 4 議 題 ① 合同会議における協議すべき議題について  
② 今後のスケジュール・展望について

### 5 議事の概要

#### ① 合同会議における協議すべき議題について

- ・合同会議で協議する内容が、「未来志向型」「課題解決型」の2つに分類されること、協議内容についてはバランスよく取捨選択することが必要である、ということについて説明した。

#### <委員の意見>

- ・協議内容が「未来志向型」と「課題解決型」に分類されることはわかったが、実際の合同会議の会議中でも、その協議内容が「未来志向型」か「課題解決型」かという確認をしていくのか。
- ・学校側からも、どのようなことをしてほしいか、というものを明確にしてくれるとありがたい。「やってほしいことをリスト」などがあるとよい。
- ・オヤジの会としても、オヤジの会のメンバーだけでやることを考えるよりも、子どもたちのことをよくわかっている先生方が協議に入ってくると、よりよいコンテンツにすることができるのではないかと思う。また、学校や子どもたちのニーズを引き出すためにも必要だと思った。
- ・学校現場では、常に子どもたちの実態を踏まえて様々な教育活動を考えている。だから、教員は「未来志向」と「課題解決」を常に繰り返している状態。また、ここの地域の保護者の方々は本当に力がある方が多くたくさんの活動ができる可能性があると感じている。このコロナ禍がなければ、と思うことも多々ある。これらの活動を考える中で課題だと感じていることがある。それは、教員の労働時間と、費用の出所についてである。また、学校評価でも表れているが、地域との関わりについては数値がかなり下がっている。何とかしなければならぬと感じている。

#### ② 今後のスケジュール・展望について

- ・合同会議を開催する場合の1年間の開催スケジュールについて提案した。明海小学校・明海地区ではどのようなスケジュールがよいか検討をお願いした。
- ・来年度以降のコミュニティ・スクールの進め方について、長期的なスケジュールを提示した。また、別紙を使用し、前回委員会で検討した明海小学校合同会議参加会議体について再度提案をし検討をお願いした。

#### <委員の意見>

- ・令和4年度については、学校としてやってほしいことを提示して、そのことについて、時期や内容などを検討し、年度末に次年度の計画を作り、令和5年度に実施してみるというのはどうか。活動をしなないと振り返りもできないので、このようなスケジュール感でどうか。

- ・上期（前半）にできることを詰めていき、下期（後半）で実施していくというのもよいと思う。
- ・年間計画に位置付けていくためには、来年度（R4年度）に計画・予定を固めて、再来年度（R5年度）の計画に盛り込んでいく必要があると思う。計画に盛り込んでいくことで、先生方も活動に取り組みやすくなると思う。
- ・オヤジの会の活動と明海小学校の合同会議の関係を考えて課題なのが、オヤジの会が明海小学校と明海南小学校合同で行っていることである。また、明海南小学校のメンバーが多いという実態がある。
- ・オヤジの会が主体で行う活動の時に、明海小学校だけとなった場合、明海南小学校への不公平感があるかもしれない。
- ・行う活動が、学校からの依頼で行ったのか、オヤジの会が自主的に行ったことなのかを明確に分けられれば問題にはならないと感じる。
- ・夏祭りのように、地域が一体となって行う活動があると、学校にとってもよいと思う。
- ・学校関係の参加者について、管理職だけでなく他の教員も参加するようにしていきたい。その方が、先生方も参加意識がもてると思う。
- ・明海の丘夏まつり実行委員もメンバーの中に入れていくのはどうか。
- ・オブザーバーのような参加の仕方があってもよいと思う。または、常設の会議体でなくてもメンバーに含めておくという考え方もあるのではないかと思う。
- ・メンバーの中には、会議体の代表として重複している人がいる。そのような場合、複数の会議体の代表として参加できるのもよいのではないかと思う。
- ・学校評議員の扱いについてはどのようなになるのか。なくしてしまってもよいと思うが。
- ・学校としては、学校評議員会議と合同会議を別々に行うということはしないと考えている。学校評議員の方に合同会議に参加してもらおうが、全員なのか一部なのかをはっきりさせていきたい。学校評議員の方の中には、既に合同会議に参加する会議体に所属している方が複数いらっしゃるのので、それ以外の方だけ学校評議員に委嘱し参加してもらおうこともできるかもしれない。または、この人はという方だけ委嘱して合同会議に参加してもらおうこともできるのではないかと思う。
- ・会議の成立に関しての要件はあるのか。
- ・今後、法に基づいたコミュニティ・スクールにしていくためには、この成立の要件というものはあった方がよいと思うがどうか。